

建設工事請負契約における単品スライド条項の運用マニュアル

大阪府発注の建設工事に関して、建設工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を請求する場合の運用について、次のとおり定める。

1 対象工事

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事（残工期が 2 ヶ月以上ある全ての工事）

2 対象となる工事資材

「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」、「コンクリート類」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント及びコンクリート二次製品など）及びその他の主要な工事材料

3 受発注者の負担

資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて積算した材料価格の変動額（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）のうち、対象工事費の 1 %を超える額。

4 スライド条項の適用手続き

(1) 申請時期・契約変更時期

工期末の 2 ヶ月前までに請求し、工期内に契約変更。

(2) 証明書類の提出（増額請求の場合は必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出すること。

5 スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類、アスファルト合材類及びコンクリート類

現場に搬入された月に基づく実勢価格

(2) 燃料類

購入した翌月に基づく実勢価格

(3) その他の主要な工事材料

上記(1)など契約と現場搬入の時期に差がある材料は、現場に搬入された月に基づく実勢価格、上記(2)など契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は、購入した翌月に基づく実勢価格

注) それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

6 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

7 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記 5 の単価と上記 6 の数量を用いて再積算（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）した変動額から、対象工事費の 1 %相当額を減じる。

注) 適用日まで部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

8 国マニュアルの準用

(1) 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）

〔令和4年7月 国土交通省〕

ただし、大阪府においては、いわゆる単品スライド条項を運用するにあたって、令和4年7月に国土交通省発行の「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」を準用するが、同マニュアルの内容を以下のとおり一部修正のうえ、運用する。

①第5章 5-2 協議の手続き 名称変更（地方整備局⇒大阪府）【国マニュアルP44】

②第5章 5-3 既済部分検査 一部削除、様式番号変更（様式-7⇒様式-6、様式7-1⇒削除）【国マニュアルP45】

③（参考資料）単品スライド条項にかかる実務フロー及び様式⇒【別紙】単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式のとおり

- ・実務フロー（様式番号の変更）【国マニュアルP47】
- ・様式の変更【国マニュアルP48～62】